

社会福祉法人 やまのこども

評議員及び理事等旅費並びに報酬補償規程

(趣 旨)

第1条 評議員、理事及び監事が会議等のため出張するとき又は平常の業務に対する報酬が受けられないときは、別の定めがある場合を除くほか、この規程によって、旅費又は報酬を支給する。但し業務その他の理由により、実費又は打切り旅費を支給することができる。

(日 当)

第2条 日当は、別表(1)によって支給する。日当は出張日数に応じて支給する。但し、宿泊を伴わない出張については、半日当を支給する。

(旅 費)

第3条 鉄道、船舶、航空機の旅費は、次のとおりとする。

(1) 鉄 道 グリーン車

(2) 船 舶 一等

(3) 航空機 実費

(理事会等の旅費)

第4条 理事会及び評議員会出席のための旅費については、第2条の規程にかかわらず、別表(2)より支給する。

(社会福祉法人外からの支給)

第5条 社会福祉法人外から旅費又は、日当の支給をうけるときは、その受ける限度において、この規程による旅費又は日当を支給しない。

(報酬補償)

第6条 評議員及び理事等が社会福祉法人の職務執行のため、所属事務所からの平常の業務に対する報酬を受けられないときは、その補償をすることができる。

2. 前項の補償額は、その者の標準給与日額により支給する。

附 則

1. この規程は、平成17年9月1日から実施する。

別表（１）

旅 費 基 準

	交 通 費				日 当	宿 泊 料	
	航空機	鉄道賃	船賃	車賃		甲	乙
理 事 長	実 費	グリーン車	一等	実費	3,000	14,800	13,300
理事監事	実 費	グリーン車	一等	実費	2,600	13,100	11,800

別表（２）

理事会等出席の旅費基準

地 区	交 通 費	宿 泊 料
伊都郡・橋本市地区	3,000	なし
那賀郡地区	2,000	なし
和歌山市地区	2,000	なし
海南市・海草郡地区	3,000	なし
有田市・有田郡地区	4,000	なし
御坊市・日高郡地区	5,000	なし
田辺市・西牟婁郡地区	7,800	12,000
新宮市・東牟婁郡地区	9,600	12,000

原本と相違ないことを証明します

平成 年 月 日

社会福祉法人やまのこども

理事長 古川多津美

